

告 示

埼玉県告示第二百十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年二月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人Happy-Wildcats
- 三 代表者の氏名
保科 清子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県蓮田市椿山三丁目二十五番十号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、飼い主のいない猫の保護、治療、譲渡や福祉に係る事業を中心に、広く一般市民に対し、動物愛護精神に基づき、人と猫が適正に共生できるための啓蒙活動事業や教育活動を行い、生命を尊重する豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。